

第315回教育研究評議会議事要録

1. 日時 平成31年2月19日(火) 13:30~15:55
2. 場所 事務局棟 第2会議室
3. 出席者 中井学長、中田理事・副学長、三浦理事・副学長、伊藤理事・副学長
若井理事・事務局長、塩谷副学長、塘副学長
朝賀人間発達文化学類長、谷評議員、中村評議員
鈴木行政政策学類長、田村評議員、垣見評議員
佐野経済経営学類長、吉川評議員、貴田岡評議員
二見共生システム理工学類長、佐藤評議員、山口評議員
生源寺食農学類準備室長
初澤うつくしまふくしま未来支援センター長
塚田環境放射能研究所長
【オブザーバー】上井監事、橋本監事

4. 欠席者 なし

5. 議事

【確認事項】

第314回教育研究評議会議事要録を原案のとおり確認した。

【審議事項】

(1) 学内規則等の制定について

中田理事・副学長から、資料1に基づき、平成31年4月の組織改編(食農学類設置、既存学類の見直し、環境放射能学専攻設置、3機構の設置等)に伴う学内規則の改正等について提案があり、各規則における改正内容等について説明があった。

質疑応答の中で、環境放射能学専攻設置による理工学研究科への支援体制(役割分担)について意見が出された。

審議の結果、資料の文言を一部修正することについて確認し、承認された。今後の手続きとして、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、各学類教員会議で意見聴取し、第317回教育研究評議会(3月19日開催予定)にて各学類から戻り報告をすることとした。

(2) 福島大学の新教育制度2019について

三浦理事・副学長から、資料2に基づき、「福島大学教育改革ビジョン2019」の実現に向けて全学教育改革本部会議等で検討し具体化を図った「福島大学の新教育制度2019」について提案があり、現時点における主な要点等の説明があった。

質疑応答の中で、学校臨床支援センターの運営体制と教職関係業務の役割分担、平成31年度開講科目のシラバス登録スケジュール、英語自己評価シート項目内容への要望、カリキュラムの体系性を確保するための授業科目コードを利用したナンバリングの整理方法等について意見が出された。三浦理事・副学長から、学校臨床支援センターの機能と平成31年度以降の教職関係業務の具体的な対応、シラバス登録に伴う進捗状況と今後の手順について説明があった。なお、今回いただいた意見等を踏まえて、再度全学教育改革推進本部会議において検討を行い、現在最終調整している行政政策学類夜間主の履修基準表等と併せて再度提案を行うとの発言があった。

審議の結果、継続審議とし、今後の手続きとして、全学教育改革推進本部会議において、3月1日までに学内へ意見聴取することとした。

各学類教員会議へ、口頭にて報告することとした。

【報告事項】

(1) 教員評価の試行結果について(戻り報告)

各学類長から、第314回教育研究評議会(2月5日開催)において報告され、各学類教員会議等に意見聴取していた結果について戻り報告があった。

朝賀人間発達文化学類長、鈴木行政政策学類長から、特段の意見はなかったとの報告があった。

佐野経済経営学類長から、大学全体の組織目標に対する検討方法、S評価を認定した際の認定理由公表の要望、教員業績評価シートにおける社会貢献領域の具体例提示の要望等の意見が出されたことの報告があった。

二見共生システム理工学類長から、各学類試行結果の公表の有無、個人業績データベースと教員評価内容との関連性、成果に係る具体的な入力方法、教員評価に関する検証の必要性等の意見が出されことの報告があった。

以上の戻り報告を受け、中田理事・副学長から、今回出された意見等について、学類の専門分野の特性を踏まえて各学類の評価部会で検討を行い、教員評価を進めていただきたい等の発言があった。また、今後のスケジュールとして、平成30年度の実績を基に、教員評価マニュアル実施手順により教員評価を実施すること等の説明があった。なお、対象部局については、4学類、全学センター及び食農学類とするが、食農学類の教員評価については、別途検討を行い、準備を進めて

いきたいとの発言があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(2) 就業規則の一部改正について(平成31年3月1日改正分)

中田理事・副学長から、資料3に基づき、第487回役員会(1月15日開催)において承認された平成30年度内に実施する給与改定に係る就業規則の一部改正について、各事業場過半数代表者からの意見書に基づく役員会での最終審議結果の報告があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(3) 働き方改革に対する対応方針について

中田理事・副学長から、資料4に基づき、平成31年4月1日施行の労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正、いわゆる「働き方改革関連法」施行への対応として、年次有給休暇の時季指定付与義務化への対応について、特別休暇「夏季一斉休業」を「時季指定の有給休暇」(計画年休)に変更すること、労働時間の状況把握の義務付けへの対応について、勤怠システム対象外の教職員について勤務時間申告書の作成及び提出を義務化すること、働き方改革関連法案試行への対応とあわせ、休日労働を行った際の振替休日の取扱いを見直すこと等について説明があった。

質疑応答の中で、半日休暇の取り扱い、勤務時間申告書の提出方法等について意見が出され、中田理事・副学長から、書式、手続き等の運用方法については、関係課・室等と検討を進めていく旨、発言があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(4) 就業規則の一部改正について(平成31年4月1日改正分)

中田理事・副学長から、資料5に基づき、国家公務員給与法等改正に準拠し、介護休業等に関連する就業規則及び年俸制教員給与規程の一部を改正することについて説明があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。